

うるま市監査委員告示第2号

令和7年度財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき通知があったので、同条同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年8月6日

うるま市監査委員 沢 紙 孝 盛

うるま市監査委員 豊 濱 光 則

うるま市監査委員 佐 久 田 悟

令和7年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について
(監査対象：令和6年度補助金交付先団体及び公の施設の管理団体)

項 目	報 告 事 項	措置状況（担当課回答）	担当課	行政マネジメント課確認事項	措置の確認
1.	補助金交付先団体（負担金支出団体含む）				
	（1）社会福祉法人 うるま市社会福祉協議会				
	○是正すべき事項等				
	○担当課に求めるもの				
	① 補助金交付対象経費の確認 補助金で充当されている人件費（通勤手当、扶養手当、住居手当）について、毎年、補助団体において、現況調査が行われていることから、担当課においては、支給された金額の確認のみ行なわれており、申請についての書類確認は行われていなかった。うるま市社会福祉協議会補助金交付要綱第9条「市長は、前条の規定により提出された実績報告書を精査し、・・・」とあることから、実績報告書提出時には、補助金交付対象経費については、申請書類の確認を行う等、支給金額の妥当性の確認を行っていただきたい。	今後、R8.3月の実績報告時に通勤手当、扶養手当、住居手当の更新状況（申請書類等）の提出を求め、確認します。		・R8.3月の実績報告時の確認状況（どのような確認をしたか） ・それぞれ妥当であったか	対象経費については、すべての書類を提出させ、確認を行っていた。通勤手当の算定の際、通勤距離を算定するアプリをうるま市と同様にENEOSにR7年度分から統一した。
	② 文書保管期間の確認と整理 うるま市社会福祉協議会補助金交付要綱では、「事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない」となっているが、社会福祉協議会の文書管理に関する規程では、3年間となっていた。実態としては、10年以上保管しているとのことであったが、補助金交付要綱の内容について、改めて確認を行い、適切な運用となるよう努めていただきたい。	うるま市社会福祉協議会補助金交付要綱において、補助金に関する帳簿及び証拠書類等の保管を5年間と規定しているため、うるま市社会福祉協議会の文書管理規程についても保管期限の見直しを依頼しました。		・R8.3月理事会で変更されたか。 ・どのように変更されたか	R8.3.16施行で「うるま市社会福祉協議会 文書管理規程」を5年保存に改正済。
	○補助金交付先団体へ求めるもの		福祉政策課		
	① 「うるま市職員の給与に関する条例」の準用 社会福祉法人うるま市社会福祉協議会の給与規程第13条において、「・・・支給方法については、うるま市職員の給与に関する条例を準用して支給する。」となっているが、期末手当（12月分）の計算において、年度途中の9月昇給、12月降格の支給では、うるま市の給与条例と異なった積算で支給されていた。労働基準法に基づき、社労士の助言を得て支給しているとの説明であったが、うるま市職員の給与に関する条例を準用して積算した金額より多い額が補助金として交付されていた。今後、うるま市職員の給与に関する条例に準じた支給とならないものについては、担当課と協議を行うなど、適切な運用に努めていただきたい。	社労士の助言を得て労働基準法に基づき支給していましたが、今後においては、福祉政策課と相談、調整・協議を行い、うるま市職員給与に関する条例を遵守し、適切な運用に努めていきます。 また、過年度の適切ではない支給処理については、本会で再計算し61,057円多く交付を受けている事が分かりました。令和7年度の本会補助金額から61,057円を差し引いた額で、補助金の請求を行う対応を取らせていただきます。		・条例に沿った支給額となっているか ・福祉政策課との調整内容 ・61,057円は差し引いた額で請求されていたか	条例に準じた支給を行っている。 現時点では協議事項はない。 61,057円は差し引いた額で請求されていた。
	② 文書保管期間の確認と整理 うるま市社会福祉協議会補助金交付要綱では、「事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない」となっているが、社会福祉協議会の文書管理に関する規程では、3年間となっていた。実態としては、10年以上保管しているとのことであったが、補助金交付要綱の内容について、改めて確認を行い、適切な運用となるよう努めていただきたい。	本会においては、『文書管理に関する規程』に文書保存期間を定めております。今後は、補助金要綱に沿った内容へ規程改正を行います。 重要事項となる規程の改正については、本会の理事会の承認を得る必要があるため、直近令和8年3月理事会に改正案を提出し変更を行っていきます。		・R8.3月理事会で変更されたか。 ・どのように変更されたか	R8.3.16施行で「うるま市社会福祉協議会 文書管理規程」を5年保存に改正済。

令和7年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について
(監査対象：令和6年度補助金交付先団体及び公の施設の管理団体)

項目	報告事項	措置状況（担当課回答）	担当課	行政マネジメント課確認事項	措置の確認
	(2) うるま市IT事業支援センター		産業政策課		
	○是正すべき事項等				
	○担当課に求めるもの				
	利用許可について うるま市IT事業支援センター条例第14条において、「施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない」となっているが、指定管理者と入居企業との間で「賃貸借契約書又は入居に関する協定書」が締結されており、その中では、賃貸借期間が「・・・2年間（自動更新）」と、自動更新条項が設定されていた。また、「賃借料」や「共益費」と記載された契約のもと、条例上の利用料金が徴収されていた。 担当課においても、是正の必要性は認識されており、指定管理者及び入居企業との調整を行い、令和8年度から年度毎の利用申請・許可とする旨の説明があった。 条例に基づいた、適正な事務が行われるよう、指定管理者を指導されたい。	令和7年中に指定管理者及び全入居企業と調整を進め、令和8年4月（令和7年度は既に契約等が完了しているため令和8年度から）から条例に基づき年度毎の利用申請・許可へと是正した。		・年度毎の利用申請・許可になっているか ・許可書の提出依頼（自動更新なくしたか、契約書・協定書ではなく、利用許可書になっているか） ・利用許可書で利用料になっているか ・年度毎の利用申請・許可になっており、自動更新削除されていた。 ・指定管理者－入居企業間では利用許可書の交付に変更されていた。 ・賃借料や共益費ではなく、利用料に是正している。	
	○指定管理者に求めるもの				
	利用許可について うるま市IT事業支援センター条例第14条において、「施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない」となっているが、指定管理者と入居企業との間で「賃貸借契約書又は入居に関する協定書」が締結されており、その中では、賃貸借期間が「・・・2年間（自動更新）」と、自動更新条項が設定されていた。また、「賃借料」や「共益費」と記載された契約のもと、条例上の利用料金が徴収されていた。 指定管理者は、法令等を十分に確認し、市の条例等に基づいて設置された公の施設の管理を受託していることを念頭に置き、今後も適正な事務の執行に努められたい。	前指定管理者からの引き継いだ内容をそのまま運用していたが、条例等について改めて理解・認識し、適切な事務の執行に努めている。		・年度毎の利用申請・許可になっているか ・許可書の提出依頼（自動更新なくしたか、契約書・協定書ではなく、利用許可書になっているか） ・利用許可書で利用料になっているか ・年度毎の利用申請・許可になっている。自動更新削除。 ・指定管理者－入居企業では利用許可証になっている。 ・賃借料や共益費ではなく、利用料に是正している。	